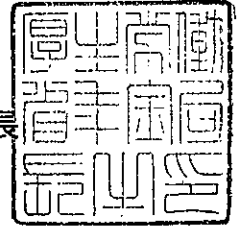


年発0331第 3 号
平成23年 3月31日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長



平成23年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件の告示について（通知）

本日、平成23年厚生労働省告示第95号（平成23年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件）が告示されたので通知する。

本告示の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、当職から地方厚生（支）局長に対し、別添のとおり通知を発出していることを申し添える。

記

1 趣旨

住民基本台帳ネットワークシステムによる現況確認を行うことができない受給権者若しくは受給者（以下「受給権者」という。）、加給年金額若しくは加算額の対象者がある受給権者又は障害の程度の審査が必要な受給権者は、毎年、誕生日の属する月の末日（以下「指定期限日」という。）までに現況届、生計維持確認届、障害状態確認届等（以下「届書等」という。）を厚生労働大臣に提出しなければならず、この提出がないときは、年金の支払は一時差止められることとされている。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災した地域に居住する受給権者であって、当該地震後間もなく指定期限日が到来するものは、指定期限日までに届書等を提出することが困難であると考えられることから、当該受給権者の生活の安定のため、指定期限日までに届書等の提出がない場合であっても、平成23年6月15日及び平成23年8月15日の支払の年金を受

けることができるよう、届書等の提出期限を延長するものである。

2 内容

平成23年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に平成23年3月11日において住所を有する国民年金、厚生年金保険及び船員保険の受給権者であって、その誕生日が3月1日から6月30日までの間にあるものについては、平成23年における届書等の提出期限を平成23年7月31日とすることとされたこと。